

○農林水産省令第四十六号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月四日

農林水産大臣 坂本 哲志

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。
 掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

別表二（第九条関係）

改 正 後

地 域	植 物	備考（対象とする 検疫有害動植物）
一（略）	アキー、アコカンテラ・オツボシ ティフォリア、アコカンテラ・シン ペリ、アジマ・テトラカンタ、アボ カド（付表第六十、第六十四、第七 十、第七十二、第八十九及び第九十 に掲げるものを除く。）、あめだまの き、アルタボトリス・モンテイロア エ、アンティデスマ・ウエノスム、 ウイクストロエミア・フィリレイ フオリア、エウクレア・デイウイノ ルム、エケベルギア・カベンシス、 オクシアンツス・ザングエバリク ス、オピリア・アメンタケア、オリ ブ、オールスパイス、オレア・ウツ ディアナ、カシューナツツ、カッシ ネ・シュヴァインフルティアナ、キ ウイフルーツ、きばなきようちくと う、きんぎじゆ、ククミス・デイブ サケウス、くさとべら、グルーイア・ トリコカルパ、コッキニア・ミクロ フィラ、コラロカルプス・エリプテ クス、ごれんし、ぎくろ、サラシア・ エレガンス、ジャボチカバ、スカエ ウオラ・ブルミエリ、そらまめ、て りはぼく、てんじくいぬかんど、な つめやし、ナンセ、なんようざくら、 にがうり、はてるまぎり、ハルベフィ ルム・カツフルム、フィリキウム・ デキピエンス、フェイジョア、プティ ア・エリオスバタ、プティア・カピ タタ、フラゲラリア・グイネエンシ ス、フルエツゲア・ウイロサ、ブル	（略）

別表二（第九条関係）

改 正 前

地 域	植 物	備考（対象とする 検疫有害動植物）
一（略）	アキー、アコカンテラ・オツボシ ティフォリア、アコカンテラ・シン ペリ、アジマ・テトラカンタ、アボ カド（付表第六十、第六十四、第七 十、第七十二及び第八十九に掲げる ものを除く。）、あめだまのき、アル タボトリス・モンテイロアエ、アン ティデスマ・ウエノスム、ウイクス トロエミア・フィリレイフオリア、 エウクレア・デイウイノルム、エケ ベルギア・カベンシス、オクシアン ツス・ザングエバリクス、オピリ ア・アメンタケア、オリブ、オー ルススパイス、オレア・ウツディアナ、 カシューナツツ、カッシネ・シュ ヴァインフルティアナ、キウイフ ルーツ、きばなきようちくと、き んぎじゆ、ククミス・デイブサケウ ス、くさとべら、グルーイア・トリ コカルパ、コッキニア・ミクロフィ ラ、コラロカルプス・エリプテクス、 ごれんし、ぎくろ、サラシア・エレ ガンス、ジャボチカバ、スカエウオ ラ・ブルミエリ、そらまめ、てりは ぼく、てんじくいぬかんど、なつ めやし、ナンセ、なんようざくら、 にがうり、はてるまぎり、ハルベフィ ルム・カツフルム、フィリキウム・ デキピエンス、フェイジョア、プティ ア・エリオスバタ、プティア・カピ タタ、フラゲラリア・グイネエンシ ス、フルエツゲア・ウイロサ、ブル	（略）

ケア・フェルギネア、ベルベリス・ホルステイ、ペントロパロピリラ・ウンベルラタ、ボウレリア・ペティオラリス、ポポー、ポリスファエリア・バルウイフォリア、マメーリンゴ、モノドラ・グランディイデエリ、ランプロタムヌス・ザングエバリクス、りゆうがん、ルディア・マウリティアナ、れいし、いちじく属植物、インガ属植物、いんげん属植物、ヴァングエリア属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、ドリベテス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、باشょう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く）、パバイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四、第五十九及び第七十九に掲げるものを除く）、ふともも属植物、マチン属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く）、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリスを除く）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く）及びみかん科植物（付表第四から第八ま

ケア・フェルギネア、ベルベリス・ホルステイ、ペントロパロピリラ・ウンベルラタ、ボウレリア・ペティオラリス、ポポー、ポリスファエリア・バルウイフォリア、マメーリンゴ、モノドラ・グランディイデエリ、ランプロタムヌス・ザングエバリクス、りゆうがん、ルディア・マウリティアナ、れいし、いちじく属植物、インガ属植物、いんげん属植物、ヴァングエリア属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒーノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、ドリベテス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、باشょう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く）、パバイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四、第五十九及び第七十九に掲げるものを除く）、ふともも属植物、マチン属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く）、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリスを除く）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く）及びみかん科植物（付表第四から第八ま

二〇二二三 (略)	で、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く。の生果実	(略)
二〇二二三 (略)	で、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く。の生果実	(略)

付表

一〇八十九 (略)

九十 ブラジルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

付表

一〇八十九 (略) (新設)